

# 太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

## 制定の背景

町内の中小企業・小規模企業の割合

町内企業の99.8%が中小企業・小規模企業者  
 中小企業：909社(うち小規模：797社) 大企業：2社  
(平成30年11月 中小企業庁)

役割の重要性

- ・地域経済を牽引し、その発展に寄与している
- ・雇用創出による安定した町民生活の実現
- ・まちづくり、災害時の支援等の地域社会の担い手
- ・大企業の企業活動における重要な存在

経済・社会構造の変化

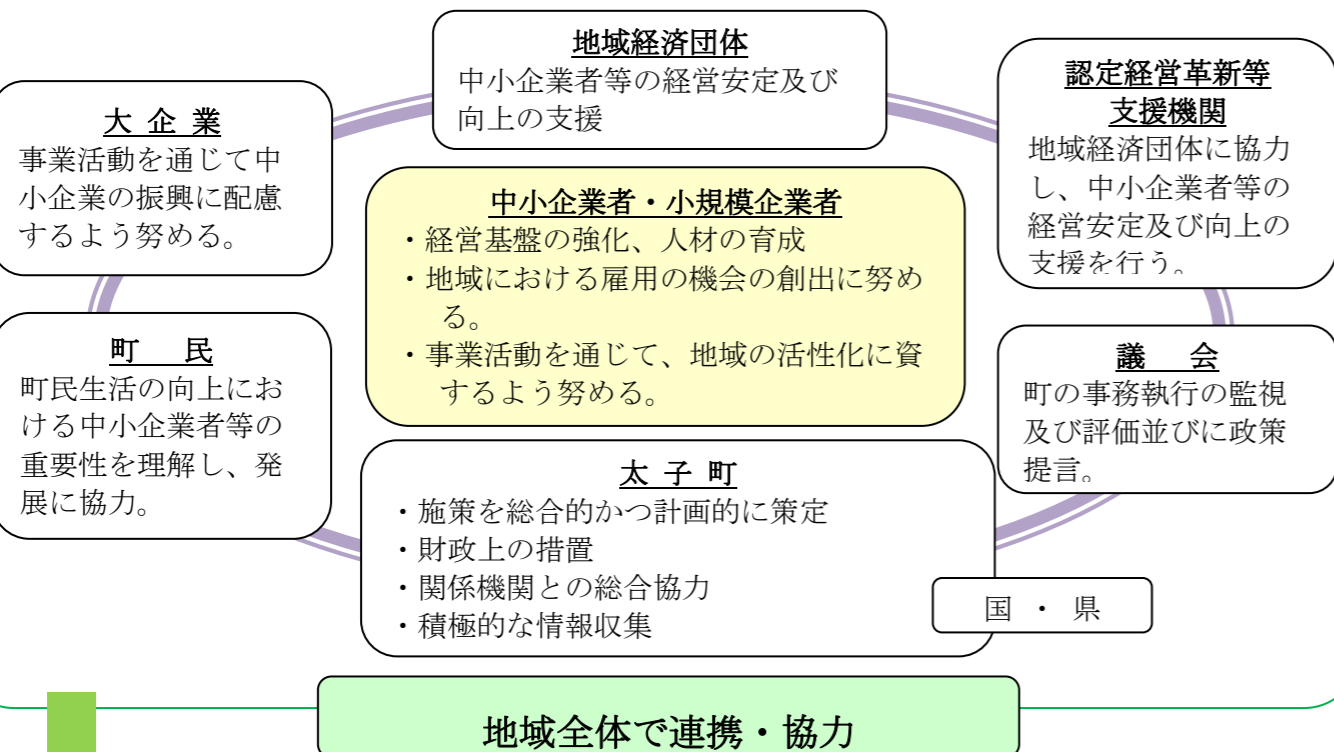
- ・人口の減少 ・超高齢社会の到来
- ・経済活動のグローバル化の進展 など

持続可能なまちづくりを進めていくために

中小企業・小規模企業の役割とあり方について、町、議会、事業者、地域経済団体等、認定経営革新等支援機関及び町民が共通認識を持ち、協働により中小企業・小規模企業の振興に向けた取組みを実施していく。

町は、関係機関と連携を図りつつ、中小企業・小規模企業の振興を町政の重点課題と位置付け、振興に向けて基本理念を明らかにし、地域全体で共有しつつ、地域社会の発展と町民生活を豊かにする施策として総合的に実施する。

## 関係機関の責務・役割等【第5条～第11条】



## 目的【第1条】

中小企業・小規模企業の振興について、町及び議会の責務、事業者、地域経済団体等及び認定経営革新等支援機関の役割並びに町民の理解及び協力を明らかにするとともに、町の中小企業・小規模企業施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域産業及び地域経済の発展を促し、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 基本方針【第3条】

- 中小企業者及び小規模企業者自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を町、事業者、地域経済団体等、認定経営革新等支援機関及び町民の連携と協働の下に一体となって推進することを基本とする。
- 中小企業・小規模企業の振興は、グローバル化の進展も視野に入れ、国県その他公共団体と連携を図りながら推進するものとする。

## 基本的施策【第4条】

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 経営安定の促進・経営革新・事業承継   | ⑥ 町内商工業活性化の推進・農林業の産業化      |
| ② 創業又は新事業の創出          | ⑦ 観光連携によるにぎわいづくり           |
| ③ 各産業の技術向上・伝統工芸等の技術伝承 | ⑧ 雇用の促進、人材の確保・育成並びに職場環境の改善 |
| ④ 各産業の交流、連携・協働        | ⑨ 学校教育におけるキャリア形成           |
| ⑤ 町内経済の循環を促進          | ⑩ 全町民が参加できる産業振興            |

## 協議の場の設置【第12条】

条例の目的達成及び基本的施策の実施等のための協議を行うため、中小企業・小規模企業振興のための協議の場を設置する。

中小企業・小規模企業の振興

太子町中小企業・小規模企業振興協議会